

件名	愛媛県消費生活条例の一部を改正する条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律 (平成26年6月13日公布、平成28年4月1日ほか施行) 消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (平成27年3月27日公布、平成28年4月1日施行)

【改正の概要】

標記法律により消費者安全法の一部が改正され、消費生活センター等による消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理等に関する事項について、内閣府令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴う改正

〔規定事項〕

- ①知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- ②消費生活センターの組織及び運営に関する事項は、知事が定める。

※消費生活相談等：市町に対する助言その他の援助、消費者からの苦情に係る相談、苦情処理のためのあっせん、情報収集・提供、関係機関との連絡調整等

施行日 平成28年4月1日

【その他参考事項】

1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の概要

(背景)

食品表示等の不正事案の多発、高齢者等の消費者被害の深刻化→消費者の安全・安心の確保
(消費者行政の基盤強化の必要等→不当景品類及び不当表示防止法・消費者安全法の改正)

(消費者安全法の改正概要)

消費生活センターの組織運営等、消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の資格の法定化

以下の事項を条例に委任（消費者安全法第10条の2第1項）

- ・消費生活センターの組織及び運営に関する事項
- ・消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項

2 参酌基準の検討結果

	内閣府令で定める参酌基準	検討結果
①	消費生活センターの名称、住所、相談日時 の公示	平成21年9月1日付けで告示済み
②	消費生活センター長及び事務を行うために必要な職員の配置	正規の職員の配置等については、「愛媛県行政組織規則」及び「愛媛県消費生活センター処務規程」に規定あり
③	資格試験の合格者を消費生活相談員として配置	消費生活センター設置の要件として消費生活相談員を置くこと、並びに資格試験合格者及びこれと同等以上の専門的な知識・技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として配置することについて、消費者安全法に規定あり
④	再度任用を可能とするほか、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置	消費者安全法に規定あり
⑤	職員に対する研修機会の確保	消費者安全法に規定あり
⑥	情報の適切な管理のために必要な措置	条例に規定